

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める会長声明

昨日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。

この閣議決定は、憲法解釈の変更の限界を逸脱しているおそれが極めて強く、国民の間での十分な議論もない中での強行であった。

当会は、去る4月21日に憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する決議を行い、現行憲法上許されない集団的自衛権の行使容認に強く反対することを表明し、内閣総理大臣に対しても解釈変更を行わないよう求めてきた。にもかかわらず、内閣が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行ったことは、極めて遺憾である。

当会は、改めて憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使は、現行憲法に反することを確認し、かかる閣議決定を行ったことに強く反対し、内閣に対し、この閣議決定の撤回を求める。

平成26年7月2日

徳島弁護士会

会長 野々木 靖 人